

令和3年5月28日

岐阜県災害時応援協定  
ご担当者様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

『まん延防止等重点措置』の継続・強化等に伴う感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、第22回対策協議会・第34回対策本部本部員会議において、6月20日までを期間として『まん延防止等重点措置』の継続・強化及び『第4波』非常事態対策の改訂を決定いたしましたので送付させていただきます。

なお、この対策に記載のあるとおり、飲食店等以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設に対し、同法第24条第9項等に基づき、別添のとおり営業時間の短縮をはじめとする各種取組みへの協力を依頼します。

については、貴組合におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・『まん延防止等重点措置』の継続・強化
- ・『第4波』非常事態対策
- ・大規模な集客施設等に対する時短等の協力依頼

※詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

# 「まん延防止等重点措置」の 継続・強化

令和3年5月28日決定  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部  
実施期間：令和3年6月20日（日）まで

これまで本県では、第4波の感染拡大を食い止めるため、4月23日に独自の「『第4波』非常事態宣言」及びその対策を発出し、5月7日には「まん延防止等重点措置区域への指定を受けて」の追加対策、12日には「学校運営のガイドライン」、15日には時短要請対象地域の拡大、先日には、感染者が多い県都岐阜市や、外国人県民の感染割合の高い美濃加茂市、可児市との連携策を発表するなど、逐次、対策を強化してまいりました。

しかしながら、この間、10日間連続して新規感染者が100人を超えるなどの高水準の感染が続きました。また、5月17日には病床使用率が73.5%と、過去最悪の危機的な状況となりました。

この一週間ほどは、新規感染者数は徐々に減少傾向にあるやに見えますが、決して油断できない状況です。本日の10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）は24.01人と、5月6日以来、国基準のステージⅢ（15人以上25人未満）の水準まで低下しましたが、病床使用率は61.7%と、依然としてステージⅣ（50%以上：感染爆発）の高水準であります。そして、重症者の増加に伴い、一般用の集中治療室をコロナ用に転用せざるを得ない病院もあります。

ここで感染防止対策を縮小し、行動変容に弛みがあれば、再び感染が拡大し、窮地に陥ることはこれまでの経験から明らかです。

こうした中、本県に適用されているまん延防止等重点措置が、6月20日まで延長されることとなりました。

本県としては、これまでの対策の継続・強化を進め、特に迅速かつ円滑なワクチン接種の体制を確立してまいります。そして、新規感染者数については、まず、速やかにステージⅢを脱し、さらにステージⅡ以下（7日間移動合計15人未満）を目指します。また、病床使用率についてはステージⅢ（20%以上50%未満）まで下げ、「自宅療養者ゼロ」を堅持してまいります。

県民・事業者の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 継続・強化する対策

### <強化する対策>

#### ○地域の感染要因に応じた県市連携対策 (岐阜市対策)

- ・岐阜市「緊急事態宣言」に伴い、公立施設の原則休館、イベントの原則中止、延期、主要駅での感染防止キャンペーン、福祉施設の予防的検査等を実施。

#### (美濃加茂市、可児市対策)

- ・外国人県民の感染拡大を防止するため、派遣事業者向けの取組み、コミュニティ・家族に向けた取組み、周辺市町への対策の広域展開などを実施。

#### ○インド株など新たな変異株への対応

- ・独自解析を実施するための、次世代シーケンサー(分析機器)を導入。(6月中に導入。それまでの間は国立感染症研究所に依頼。)

#### ○福祉施設の予防的検査の促進

- ・未だ申し込みのない施設に対して検査実施を要請。

#### ○病床・宿泊療養施設の確保

- ・新たな病床・宿泊療養施設の確保を検討。(現在1,824床)  
特に宿泊療養施設の確保を進め、最終的に合計で2,000床程度を目指す。

#### ○東京オリ・パラ「海外代表チーム事前合宿」受入れの対応

### <継続する対策>

#### ○飲食店等に対する営業時間の短縮要請

- ・県内全市町村で5時から20時までの営業時間の短縮を要請(オール岐阜)。
- ・22市町(重点措置を講じるべき区域)においては、以下を要請。
  - ▶ 終日、酒類の提供を行わない(店内持込含む)、カラオケ設備の利用自粛
- ・その他の20市町村においては、以下を要請。
  - ▶ 酒類の提供は11時~19時まで、カラオケ設備の利用自粛
- ・全期間要請に応じた店舗に対し、協力金を支給。
- ・要請に応じない措置区域の店舗に対しては、特措法に基づく命令、過料の手続きがありうることを前提に再要請。

#### ○イベントの開催制限

- ・イベント等の催事については、主催者に対して以下のとおり要請。
  - ▶ 収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
  - ▶ 参加人数について、5,000人を上限
- ・県、市町村、指定管理者主催のイベントについて、原則中止又は延期。

#### ○外出移動の自粛(特に若者)

- ・日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛。
- ・「県をまたぐ不要不急の移動」も控える。特に、愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛。

## ワクチン接種体制の強化

- 県内全市町村において、7月末までの接種完了を目途に、65歳以上高齢者に係るワクチン接種を開始済み。

- ・ 1回目接種の実施率は、14.2%（5月27日現在）
- ・ 接種を希望する高齢者（総数の86.9%）の57.7%が、1回目接種を予約済み（5月25日現在）

県としても、市町村の状況に応じてきめ細かく支援。

- 余剰ワクチンの活用方法について、5月24日に別添通知を发出。

### ○ 大規模接種会場の設置

- ①高齢者接種の加速、②特に都市部の市町村のバックアップ、③一般接種の円滑な実施に向けての前倒し接種等の観点から、まずは岐阜圏域において県の大規模接種会場を6月中旬から稼働。

会 場：岐阜産業会館

開始日：6月12日（土）より（6月上旬より予約開始）

接種数：最大4,000人／週

- ※ 西濃圏域においては、ソフトピアジャパンを念頭に調整。
- ※ 他圏域については、引き続き検討。

### ○ 高齢者接種以降の接種（基礎疾患を有する者等、一般接種）に向けての準備加速

（論点）

- ・ 国の優先接種対象（①基礎疾患を有する者、②高齢者施設等の従事者、③60歳～64歳の者）を確実に接種
- ・ その上で、教員、保育士など、公衆衛生の観点から、職種の類型としての優先順位の検討
- ・ 年齢に応じた段階的予約受付の方法の検討
- ・ 職域接種（職場での接種）の幅広い実施に向けて経済団体等と調整
- ・ 外国人接種対策
- ・ 県の大規模接種会場の役割 など

(写)

感推第232号  
令和3年5月24日

各市町村ワクチン接種担当部長 様

岐阜県健康福祉部長

高齢者向け優先接種における余剰ワクチンの考え方について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制の構築に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年5月20日に開催したワクチン接種に関する市町村長・医療関係者との意見交換会を踏まえ、高齢者向け優先接種における余剰ワクチンの考え方について、以下のとおり県の考え方を整理しましたので、貴市町村におけるワクチン接種体制構築の参考としていただくようお願いします。

記

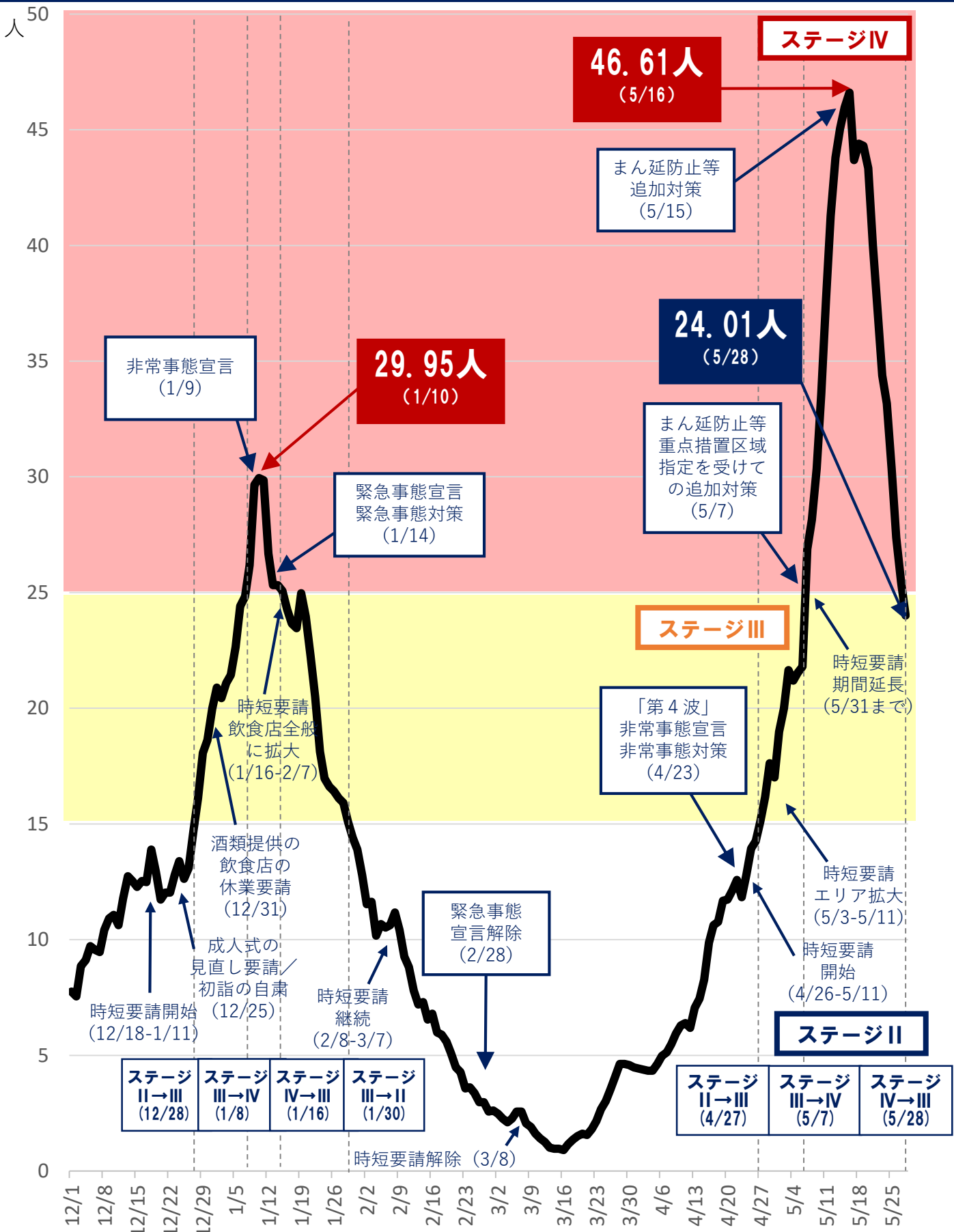
- 1 新型コロナウイルスワクチンの有効活用の観点から、当日キャンセル等により余剰が発生するケースにおいて、どのように対応するか接種市町村においてあらかじめ定めておく必要がある。
- 2 その際、余剰分のワクチンを以下のような方々に接種することが考えられる。
  - ・ キャンセル待ちの高齢者
  - ・ 社会福祉施設等の入所者・利用者及び従事者  
(通所介護、短期入所生活介護、障害者支援施設 等)
  - ・ 医療従事者のうち未接種の者  
(新規採用された医師や看護師、救急隊員、宿泊療養施設等へ患者移送を行う者 等)
  - ・ 学校及び幼稚園の教職員、保育士 等
  - ・ 医学部生、看護学生 等
  - ・ ワクチン接種の業務に携わる職員 など
- 3 住民の理解が得られるよう、これらの例を参考として、あらかじめ対応方法を定めておくこと。なお、既に独自の対応を定めている場合も含め、その内容を公表しておくことが望ましい。

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 感染症対策推進課ワクチン接種対策室<br>接種推進係 |                   |
| 係長                         | みえ<br>弥栄          |
| 電話番号                       | 058-272-8206 (直通) |

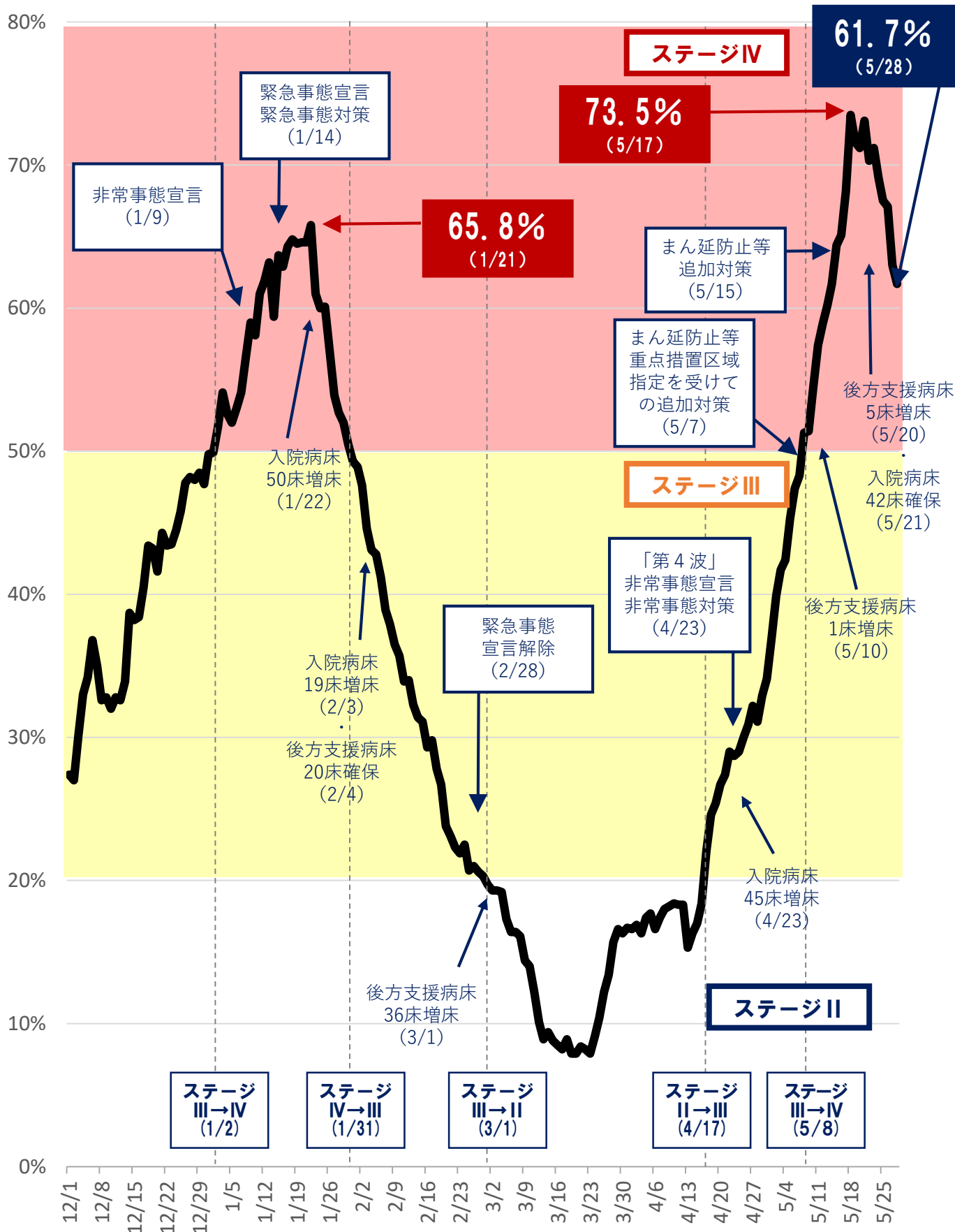
まん延防止等重点措置対象期間における  
新規感染者数の推移(5月9日～)

| 日                      | 月             | 火             | 水             | 木             | 金             | 土             | 週合計        | 対前週比           |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|----------------|
| <b>5月</b> <sup>9</sup> | <sup>10</sup> | <sup>11</sup> | <sup>12</sup> | <sup>13</sup> | <sup>14</sup> | <sup>15</sup> |            |                |
| 104                    | 128           | 126           | 134           | 127           | 155           | 139           | <b>913</b> | 1.63           |
| <sup>16</sup>          | <sup>17</sup> | <sup>18</sup> | <sup>19</sup> | <sup>20</sup> | <sup>21</sup> | <sup>22</sup> |            |                |
| 117                    | 70            | 140           | 132           | 108           | 89            | 82            | <b>738</b> | 0.81           |
| <sup>23</sup>          | <sup>24</sup> | <sup>25</sup> | <sup>26</sup> | <sup>27</sup> | <sup>28</sup> | <sup>29</sup> |            |                |
| 62                     | 46            | 84            | 73            | 70            | 60            |               | <b>395</b> | 0.60<br>(月～金比) |

# 県の10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



# 県の病床使用率の推移と対策





# 「第4波」非常事態対策

令和3年4月23日決定、同5月28日改訂  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部  
実施期間：令和3年6月20日（日）まで

## 対策1 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理）の徹底継続』を。

変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

- ・ マスク着用の徹底を！
- ・ 頻繁・丁寧な手洗い、手指の消毒を！
- ・ 人との距離（できるだけ2メートル、最低でも1メートル）確保を！
- ・ 三密（密閉・密集・密接）はもちろん、一密でも徹底的な回避を！
- ・ 発熱等体調不良の方の全ての行動（出勤、通学）ストップと周り方の健康状態の迅速な確認について、職場、学校、家族で徹底を！

これらのいずれかが守られていない場合に感染し、そして感染が拡大していきます。

ワクチンを接種した方においても、発症予防効果は高いものの100%ではないため決して油断せずに、上記の基本的な感染防止対策の徹底を！

### （1）県民の皆様へ

#### ① 外出移動の自粛（特に若者）

- ・ 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 **特措法第24条第9項**
- ・ 「県をまたぐ不要不急の移動」も控える。特に、愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛。

#### ② 飲食対策

- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に依っていない飲食店等の利用自粛 **特措法第24条第9項** **特措法第31条の6第2項**
- ・ 飲食は、自宅を含めて、大人数を避けて短時間で。深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を

- ・ 路上・公園などにおける集団での飲酒等の感染リスクが高い行動の禁止、バーベキューの自粛（河川敷等への進入路を閉鎖）**特措法第24条第9項**

## (2) 飲食店をはじめ、全ての事業者において感染防止対策を徹底

### ① 飲食店等に対する営業時間の短縮要請

6月1日(火)から6月20日(日)まで **法第31条の6第1項(措置区域)、法第24条第9項**

|       |   |
|-------|---|
| 対象業種  | 飲食店 <sup>※1</sup> 及び遊興施設等 <sup>※2</sup> (宅配、テイクアウトを除く) (結婚式場は飲食店と同様の扱い)<br>※1 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店 等<br>※2 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗  |
| 対象エリア | (1) 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町【措置区域】<br>(2) 海津市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、美濃市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、飛騨市、白川村                 |
| 要請内容  | 営業時間の短縮 5時から20時まで。<br>・(1) 終日、酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む)<br>・(2) 酒類の提供は11時から19時まで<br>・カラオケ設備の利用自粛  |
| 協力金   | ・全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。<br>・一日あたり以下の金額とする。<br>(1) 1店舗あたり中小企業：3万円～10万円<br>大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4<br>(上限20万円。中小企業も選択可)<br>(2) 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円<br>大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4<br>(上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。中小企業も選択可) |

### ② 措置区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供(酒類の店内持ち込み含む)を行わないよう要請。**特措法第31条の6第1項**

措置区域内の飲食店営業許可を持つ旅館、ホテル等に対し、宿泊客への酒類の提供(酒類の持ち込み含む)を行わないことを要請。**特措法第24条第9項**

### ③ カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請

- ・ 措置区域内の飲食を主とする業としている店舗 **特措法第31条の6第1項**
- ・ その他カラオケ設備を有する店舗 **特措法第24条第9項**

### ④ 行政による飲食店の見回り調査を強化し、上記①の要請に応じない措置区域の店舗に対しては **特措法に基づく命令、過料の手続きがありうることを前提に再要請**

対象店舗：県内全ての飲食店(約1万7千店舗)  
 実施主体：市町村と連携して実施  
 実施内容：要請対象の店舗の見回り調査

- ⑤ 飲食店における感染防止対策強化のため、アクリル板の設置など感染対策の徹底を要請するとともに、市町村と連携して見回り調査を実施することに加え、テーブルに設置するアクリル板購入等に対する「飛沫感染防止対策補助金」を創設

※5月31日（月）より受付開始

- ⑥ その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼

- ・ 6月1日（火）から6月20日（日）まで。  
対象エリア：措置区域（上記①の（1））

| 施設の種類                       | 施設例  | 要請内容   |
|-----------------------------|--|--|
| 劇場等                         | 劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>超 【法第24条第9項】<br/>20時までの営業時間短縮要請</li> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>以下<br/>20時までの営業時間短縮の働きかけ</li> <li>・ 人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以下</li> </ul> |
| 集会場等                        | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等   |  |
| ホテル等<br>(集会の用に供する部分に限る)     | ホテル、旅館   |  |
| 運動施設                        | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バレーボール練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 |  |
| 博物館等                        | 博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等  |  |
| 遊技場                         | テーマパーク、遊園地、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>超 【法第24条第9項】<br/>20時までの営業時間短縮要請</li> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>以下<br/>20時までの営業時間短縮の働きかけ</li> </ul>                                    |
| 遊興施設                        | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等                               |  |
| 物品販売業を営む店舗<br>(生活必需物資を除く)   | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等  |  |
| サービス業を営む店舗<br>(生活必需サービスを除く) | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等                                       |  |

- ⑦ 電車やバスなどの交通事業者に対して、乗車時のマスク着用の徹底を依頼

- ⑧ 全ての事業者、事業所において、以下の感染防止対策を徹底

- ・ 業種別ガイドラインの遵守の要請 特措法第24条第9項  
特に、「密集を避けるための施設の入場者の整理」「入場する者に対するマスクの着用の徹底」「感染防止対策をしない者の入場の禁止」「飛沫感染防止対策の徹底又は利用者の適切な距離確保」等の特措法施行令第5条の5に規定される措置を実施
- ・ 各職場においては、出勤者7割、20時以降の勤務を抑制するなど具体的な対策を改めて徹底

- ・ 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務をさらに徹底。企業ごとに在宅勤務等の実施状況をホームページ上で積極的に公表  
 ※経済団体に対し、加盟企業に上記の内容を積極的に働きかけるよう要請 **特措法第24条第9項**
- ・ 「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）による各職場や店舗等における**業種別ガイドラインの再チェック**を実施
- ・ 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用
- ・ 行政による見回り調査を実施し、直接的に飲食店に対応を要請
- ・ 職場における「ぎふコロナガード」を活用した感染症防止対策の徹底  
 ※特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意
- ・ 東京オリパラ「海外代表チーム事前合宿」の受入れ自治体は、選手や関係者に対する「受入れマニュアル」を作成し、感染防止対策を徹底

### (3) イベント等の開催制限 **6月1日から6月20日まで**

- ① イベント等の催事については、主催者に対して以下のとおり要請 **特措法第24条第9項**
  - ・ 収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
  - ・ 参加人数について、5,000人を上限
- ② 県、市町村、指定管理者主催の6月20日までのイベントについて、原則として中止又は延期
- ③ 商業施設
  - ・ 大規模小売店・商業施設における催物、バーゲンセールなどにおいては、人数制限を行うなど、**感染防止対策を徹底**。また、イベントを自粛
- ④ スポーツ大会
  - ・ 参加者は選手、役員及びチーム関係者のみとし、**原則無観客で実施**
  - ・ **プロリーグ戦**（Jリーグ、Bリーグ）については、国、県及び各リーグが定める人数制限、**感染対策を行っただうえで開催**
- ⑤ 県有施設
  - ・ 開館時間は20時までとする
  - ・ なお、岐阜市内の施設は、「岐阜市緊急事態宣言」連携対策として、原則休館・利用停止とし、既予約分については、中止等を要請、利用される場合に当たっては、**感染防止対策を徹底するよう要請**

#### (4) 外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底【対策6(2)参照】

##### ① 予防的検査の対象を拡大

4月下旬から、教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用した予防的検査の積極的な実施

- ・ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市を中心に事業を展開
- ・ 教会、日本語教室については、これまで延べ12カ所、320人の外国人県民に検査を実施
- ・ 事業所については、まず、「外国人県民100人以上を雇用する事業所」を中心に受検を呼びかけることとし、西濃・可茂地域の派遣事業所や県内全域の機械製造等の事業所25カ所のうち断られた企業等を除く16カ所と交渉中

##### ② 外国人県民が多い集住市連絡会議を開催するとともに、県と市町村による「外国人県民感染対策チーム」を組織

###### 【チームの役割】

- i 外国人雇用企業や労働者派遣事業者等を直接訪問
- ii 就労者への注意喚起及び積極的な予防的検査受検を依頼

##### ③ 県が集住市の周辺市町（クラスター発生の市町等）に直接訪問し、感染防止対策の徹底と具体的な手法を助言

##### ④ 教会等における岐阜県感染警戒QRシステムの活用を推進

##### ⑤ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域はもとより、県をまたぐ不要不急の移動や、友人同士、親戚同士の大量での会食、バーベキュー等のイベントの自粛を改めて丁寧に注意喚起

#### (5) 広報

- ・ 県広報番組枠（テレビ・ラジオ）を再編成し、コロナの啓発番組に特化
- ・ 上記映像コンテンツ等を関係機関と連携し、様々な施設、機会に活用
- ・ SNSによるきめ細かな情報提供（感染状況、県の対策、啓発情報等）  
「岐阜県公式・コロナNEWS」@gifucovidnews

## 対策２ 医療・福祉対策

### (1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施等

#### ① 福祉入所施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 4月より高齢者・障がい者入所施設(約1200施設、従事者約2.9万人)を対象に予防的検査を実施

【実績(5月27日現在)】

延べ722施設、21,469人検査実施(うち陽性5件)

- ・ 未だ申し込みのない施設に対して検査実施を要請 特措法第24条第9項

#### ② 予防的検査の対象拡大【再掲】

教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用し、定期的かつ積極的な検査を実施

- ・ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市を中心に事業を展開
- ・ 教会、日本語教室については、これまで延べ12カ所、320人の外国人県民に検査を実施
- ・ 事業所については、まず、「外国人県民100人以上を雇用する事業所」を中心に受検を呼びかけることとし、西濃・可茂地域の派遣事業所や県内全域の機械製造等の事業所25カ所のうち断られた企業等を除く16カ所と交渉中

#### ③ 国と連携したモニタリング検査の実施(国・県事業)

- ・ 国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施

【本県の状況】

i 「スポット配布型」

- ・ 県有施設、鉄道主要駅、ショッピングモール等、人出の多い場所で実施

ii 「団体検査型」

- ・ 運動部の活発な学校、外国人県民の参加する日本語学校、企業等で実施

【実績(5月27日現在)】

- ・ 12,449件実施(うち陽性疑い8例)

### (2) 機動的検査の実施

- ・ 歓楽街等で陽性者が出た場合、周辺と同業態店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施

### (3) 検査能力の充実

- ・ 「cobas8800 (全自動遺伝子検査装置)」を県保健環境研究所において5月18日より稼働開始
- ・ 稼働後の合計検査体制 12,950件/日→13,730件/日
- ・ 国において新たな変異株が確認された場合には、その株に応じたスクリーニング検査体制を速やかに構築
- ・ インド株など新たな変異株に対する独自解析を実施するための「次世代シーケンサー (分析機器)」を6月中に導入

### (4) 福祉施設における感染防止対策の強化

- ・ 高齢者施設等で感染が発生した場合における専門家の派遣、検査等による感染制御の徹底
- ・ オンライン面会の活用など、面会に関する感染防止対策の徹底を要請
- ・ 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の再強化を要請
- ・ 施設及び職員の感染拡大防止対策の再徹底に向けた研修会の実施

### (5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

第3波における一日当たり最大感染者数の2倍程度を基礎とする「病床・宿泊療養施設確保計画」上の必要数(1,500床)は確保済み。「自宅療養者ゼロ」維持に向けて、さらなる確保を目指す。

- ① 病床・宿泊療養施設の拡充(1,824床→最終的には2,000床程度)
  - i 病床(現在781床→783床)
    - ・ 各医療機関に確保済の病床を最大限に活用(圏域を越えた受け入れ促進)
  - ii 宿泊療養施設(現在1,043床)
    - ・ 今後の感染状況を踏まえて、新たな宿泊療養施設の確保を検討
- ② 後方支援病床の確保、運用(110床→115床へ増床済)
  - ・ 退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進
- ③ 救急医療機関等の院内感染防止対策
  - ・ 救急・周産期・小児医療機関に対し、簡易陰圧装置等院内感染防止対策に必要となる設備整備に対し助成

## 対策3 ワクチン接種の円滑な推進

### (1) 7月末までの高齢者向けワクチン接種

- ・ 県内全市町村において、7月末までの接種完了を目途に、65歳以上高齢者に係るワクチン接種を開始済み

- ・ 1回目接種の実施率は、14.2%（5月27日現在）
- ・ 接種を希望する高齢者（総数の86.9%）の57.7%が、1回目接種を予約済み（5月25日現在）

県としても、市町村の状況に応じてきめ細かく支援

#### 【具体的な支援内容】

- 新型コロナワクチン接種加速化支援事業費補助金
  - ① 時間外・休日の「ワクチン接種会場」に、自院を市町村主催の集団接種会場として提供した病院への協力金  
対象：主に病院  
単価：20万円/日（県：10万円・市町村10万円）
  - ② 時間外・休日に自院で個別接種を実施する医療機関への協力金  
対象：主に診療所  
単価：+2,000円/接種1回（県：1,000円/回・市町村：1,000円/回）

### (2) 余剰ワクチンの活用

- ・ 余剰ワクチン対策の活用方法について、5月24日に通知を发出

### (3) 大規模接種会場の設置

- ・ ①高齢者接種の加速、②特に都市部の市町村のバックアップ、③一般接種の円滑な実施に向けての前倒し接種等の観点から、まずは岐阜圏域において県の大規模接種会場を6月中旬から稼働

会 場：岐阜産業会館  
開始日：6月12日（土）より（6月上旬より予約開始）  
接種数：最大4,000人/週

- ※ 西濃圏域においては、ソフトピアジャパンを念頭に調整
- ※ 他圏域については、引き続き検討



#### (4) 高齢者接種以降の接種（基礎疾患を有する者等、一般接種）に向けての準備加速

(論点)

- ・ 国の優先接種対象（①基礎疾患を有する者、②高齢者施設等の従事者、③60歳～64歳の者）を確実に接種
- ・ その上で、教員、保育士など、公衆衛生の観点から、職種の類型としての優先順位の検討
- ・ 年齢に応じた段階的予約受付の方法の検討
- ・ 職域接種（職場での接種）の幅広い実施に向けた経済団体等との調整
- ・ 外国人接種対策
- ・ 県の大規模接種会場の役割 など

## 対策4 学校運営における対応強化 (小・中・高・大 共通)

### (1) 各学校での感染防止の一層の徹底

- ・ コロナガードによる実施状況の確認・対策を徹底
- ・ 「健康チェックカード」での健康確認・基本的感染防止対策を徹底
- ・ マスクを外す機会を極力少なく・外す場合の会話自粛を徹底
- ・ 休日の健康確認・体調不良時の自宅待機や学校への報告を徹底
- ・ 本人及び同居家族等が「発熱等の症状がある場合」「濃厚接触者になった場合」「PCR検査受検の場合」は、本人は原則自宅待機
- ・ 基本的な感染防止対策について、児童生徒を通じて各家庭への普及啓発を徹底

### (2) 感染リスクの高い活動の回避

- ・ 教科等活動における感染リスクの高い活動を一時的に停止  
(例) 長時間・近距離での対面でのグループワーク、近距離で大声で話す活動、室内・近距離での合唱及び管楽器演奏、近距離での調理実習 等
- ・ 体育の授業における配慮事項（呼気が激しくなる運動回避、運動をしない時のマスク着用等）を徹底
- ・ 飲食時の留意事項（手指消毒、飲食時の会話厳禁等）を徹底

### (3) 日常生活での感染防止対策の徹底

- ・ 県内外問わず、不要不急の外出自粛を徹底
- ・ カラオケや同居家族以外の会食等の回避を徹底
- ・ 心配な症状がある場合の医療機関受診を徹底

### (4) 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

- ・ 原則、一人一室、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底
- ・ 居室利用者以外の入室禁止を徹底
- ・ 共有スペース（食堂や浴室等）における感染防止対策を徹底

### (5) 部活動の制限

#### ① 活動前後

- ・ コロナガードによる実施状況の確認・対策を徹底
- ・ 活動開始前の健康状態の確認徹底（健康チェックカード）
- ・ 活動前後のマスク着用・飲食時の対応徹底 等

## ② 練習内容

- ・ 感染リスクの高い行動の回避
- ・ 軽度な運動やミーティング時のマスク着用を徹底

## ③ 練習時間

- ・ 平日は4日、1日あたり2時間以内
- ・ 土日は次につながる大会等がある場合のみ可  
(いずれか1日のみ、3時間以内)

## ④ 練習試合等

- ・ 県内外の他校との練習試合・合宿等を原則中止（真に必要な場合は、県等に協議）

## ⑤ 公式戦

- ・ 主催者の感染防止対策を遵守

## （6）課外活動の制限

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 修学旅行・校外学習・遠足・就業体験等は、原則中止または延期
- ・ 学外での学生の行動について、社会の一員たる自覚を持って県の対策に則って行動するよう、あらゆる媒体を活用して周知徹底

## （7）遠隔授業等の推進

- ・ 学校教育活動の継続
- ・ 必要に応じて、臨時休業（学校単位、学年・学級単位）等におけるオンライン授業を実施
- ・ 学校ごとに時差登校を検討・実施

## 対策5 経済支援対策

### (1) 時短等の要請により、特に大きな影響を受ける事業者等に対し、国の月次支援金に先駆け、一時支援金を支給

#### 【対象事業者】

- 協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者
  - ・終日、酒類の提供をとりやめた飲食店等の事業者（重点措置を講じるべき区域）
  - ・カラオケの利用自粛を行った店舗の事業者（県内全域）
- ※6月1日（火）より申請受付開始
- 酒類納入事業者（県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している、県内の事業者）
- ※6月1日（火）より申請受付開始（予定）
- タクシー事業者、自動車運転代行事業者
- ※5月26日（水）より申請受付開始

#### 【支援金額】

1事業者あたり、一律10万円

### (2) 感染拡大により深刻な影響を受けている県内宿泊事業者に対し、国の月次支援金（上限：法人20万円、個人10万円）に先駆け、一時支援金を支給

#### 【対象事業者】

- 旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている県内事業者
- ※5月27日（木）より申請受付開始

#### 【支援金額】

- ① 小規模（定員 50人以下）： 40万円
- ② 中規模（定員200人以下）： 120万円
- ③ 大規模（定員200人超）： 200万円

### (3) 感染拡大の影響による休業や失業等により一時的又は継続的に収入減少があった世帯に対し、生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）を貸し付け

#### 【貸付実績額】

単位：千円

| 資金種別   | 令和元年度  | 令和2年度     | 令和3年度（～5/24） |
|--------|--------|-----------|--------------|
| 緊急小口資金 | 29,371 | 2,469,541 | 214,705      |
| 総合支援資金 | 2,568  | 3,258,544 | 932,747      |

#### 【貸付原資額】

単位：千円

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 令和2年3月補正～令和3年3月補正予算額 | 令和3年6月補正（予定） |
| 9,967,780            | 2,280,000    |

## 対策6 県・市連携対策

まん延防止等重点措置区域となって以降、岐阜市の感染者が県全体の約3割を占め、岐阜圏域の病床使用率も8割を超えていることを受け、岐阜市と連携し、「岐阜市緊急事態対策」を推進。

美濃加茂市と可児市は感染者の半数を外国人県民が占め、外国人コミュニティの場を通じたクラスターが多く発生していることを受け、両市と連携し、「外国人県民感染防止強化対策」を推進。

### (1) 岐阜市緊急事態宣言【岐阜市・岐阜県連携対策】(5/24～)

#### ① 市民への危機意識の醸成

- ・ 「岐阜市緊急事態宣言」の発出 市
- ・ 新市庁舎における「厳重警戒」ライトアップによる警戒呼びかけ 市
- ・ 施設の休館による人流の抑制
  - 市施設（ぎふメディアコスモス、岐阜城、歴史博物館等） 市
  - 県施設（美術館、図書館、ぎふ木遊館等） 県
- ・ ※施設は、原則休館、利用停止とし、既に予約されている分については、中止等を要請することとし、利用される場合に当たっては、感染防止対策を徹底するよう要請。
- ・ 市が実施するイベント、講座の原則中止または延期 市
- ・ 岐阜市内における県関係イベント、講座の原則中止または延期 県

#### ② 愛知県との往来対策

- ・ 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛を徹底 県・市
- ・ 県都の玄関であるJR岐阜駅、名鉄岐阜駅において以下の取組みを展開
  - JR岐阜駅前歩行者用デッキやハートフルスクエアGにおける感染防止キャンペーンを集中的に展開 市
  - モニタリング検査（PCR検査）の集中実施 県
  - 交通事業者（JR東海・名鉄）に対し乗車時マスク着用の徹底依頼 県

#### ③ 「飲食」、「職場」、「家庭」対策

- ・ 学校を通じた各家庭における基本的な感染防止対策の徹底 市
- ・ 商工会議所等を通じた職場での感染防止対策徹底を依頼 市
- ・ 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への再度の働きかけ 県・市

#### ④ 高齢者施設対策

- ・ 予防的検査及びワクチン接種未実施の施設に対して、実施を強力的に働きかけ 県・市

- ・ 私生活を含めた感染防止対策徹底に向け、施設職員に対し感染症対策専門家による研修を実施 市
- ・ 高齢者施設の職員、家族、利用者の健康チェックの徹底を働きかけ 市

## (2) 「外国人県民」感染防止強化対策【美濃加茂市・可児市・岐阜県連携対策】(5/24～)

### ① 事業者に向けた対策

- ・ 広域の感染拡大の一因となっている派遣企業を重点に、外国人雇用企業への直接訪問、感染防止対策徹底要請の集中的実施 県・両市
- ・ 日本語教室、教会などに赴き、外国人県民に対するモニタリング検査を積極的に実施 県・両市
- ・ 送迎バス乗車時における検温チェックの徹底を要請 両市
- ・ 感染拡大の一因となっている派遣労働者送迎バス等の感染防止対策にかかる補助制度（協調補助）の創設 県・両市
- ・ 上記の取組みに加え、感染状況や具体例を共有し、対策につなげる派遣事業者を対象とした感染対策会議の開催 県・両市
- ・ 商工会議所等を通じた職場での感染防止対策の徹底の依頼 両市

### ② 外国人コミュニティ・家族に向けた対策

#### ア コミュニティ・たまり場での集中PR

- ・ 教会等外国人コミュニティの拠点・たまり場、多くの外国人が利用する量販店、レストランの協力の上、外国語の啓発キャンペーンの実施 両市  
 ※特にバーベキューや大人数での会食等の禁止、発熱等体調不良時の全ての行動をストップする、といった基本的行動の徹底。
- ・ 地域、自治会などでの外国人県民へのマスク着用声かけ運動を展開  
 ※「Wear Mask」運動、「Usando Uma Mascara」運動 両市
- ・ コミュニティ、たまり場の見回り、感染防止対策の声かけ 両市

#### イ 新たなコミュニティの把握

- ・ 未把握の教会においてクラスターが発生したことから、行政窓口へ来た外国人県民への聴き取り等を通じたコミュニティの更なる把握 両市

#### ウ 外国人県民全家庭の直接的働きかけ

- ・ 外国人世帯への啓発チラシの郵送配布の頻回実施 両市
- ・ 学校を通じ、児童生徒から各家庭への基本的な感染防止対策のPR 両市

### ③ 美濃加茂市、可児市周辺市町への広域展開

- ・ 周辺市町との連携を促進する「外国人県民感染対策連絡会議」を新たに設置し、情報共有と対策を広域で実施 県・両市・周辺市町

<周辺市町（予定）>多治見市、関市、各務原市、土岐市、山県市、加茂郡（坂祝町等7町）、可児郡（御嵩町）

# 大規模な集客施設等に対する時短等の協力依頼

○対象地域：措置区域 2 2 市町

○要請期間：令和 3 年 6 月 1 日（火）から 6 月 2 0 日（日） 2 0 日間

## ○依頼の内容（共通事項）

- ・酒類提供等（酒類の店内持込含む。）を行わないことの働きかけ
- ・カラオケ設備使用自粛要請【法第 2 4 条第 9 項】
- ・施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知
- ・全ての店舗へのガイドライン遵守要請【法第 2 4 条 9 項】

## ○依頼の内容（施設の種類の別）

| 施設の種類の別                     | 施設例  | 要請内容  |
|-----------------------------|--|---|
| 劇場等                         | 劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等   | ・ 1,000 m <sup>2</sup> 超【法第 24 条第 9 項】<br>20 時までの営業時間短縮要請 |
| 集会場等                        | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等   |   |
| ホテル等<br>(集会の用に供する部分に限る)     | ホテル、旅館   |   |
| 運動施設                        | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 |   |
| 博物館等                        | 博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等                                      | ・ 1,000 m <sup>2</sup> 以下<br>20 時までの営業時間短縮の働きかけ           |
| 遊技場                         | テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等                                      | ・ 1,000 m <sup>2</sup> 超【法第 24 条第 9 項】<br>20 時までの営業時間短縮要請 |
| 遊興施設                        | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等                             |   |
| 物品販売業を営む店舗<br>(生活必需物資を除く)   | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等  |   |
| サービス業を営む店舗<br>(生活必需サービスを除く) | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等                                     |   |